

大田区高齢者自立支援住宅改修助成事業のご案内

高齢者の居住する住宅の改修に要する費用を助成し、在宅での生活を支援し、生活の質の向上と介護者の負担軽減を図ります。

1 対象者

大田区に住所を有する65歳以上の高齢者で、介護保険における要介護認定が要支援又は要介護と認定され、身体状況により住宅の改修が必要と認められる方。



©大田区

2 助成内容

助成種目	助成限度額 (負担なし)	助成限度額 (1割負担)	助成限度額 (2割負担)	助成限度額 (3割負担)
浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事	379,000円	341,100円	303,200円	265,300円
流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事	156,000円	140,400円	124,800円	109,200円
便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事	106,000円	95,400円	84,800円	74,200円

(注意点)

- ・助成限度額を超えた分の改修費用は、全額利用者負担となります。
- ・介護保険で要支援、要介護と認定された方は、介護保険による住宅改修が受けられます。「浴槽の取り替え」及び「便器の洋式化」については、介護保険の支給限度額内で工事が実施できない場合に対象となります。
- ・同一の工事について、介護保険による住宅改修と、この事業による助成の併給は出来ません。

3 自己負担額

自己負担額は、介護保険の負担割合に準じて助成する額の1割、2割又は3割です。

生活保護や中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受給中の方は免除となります。

4 申請にあたって

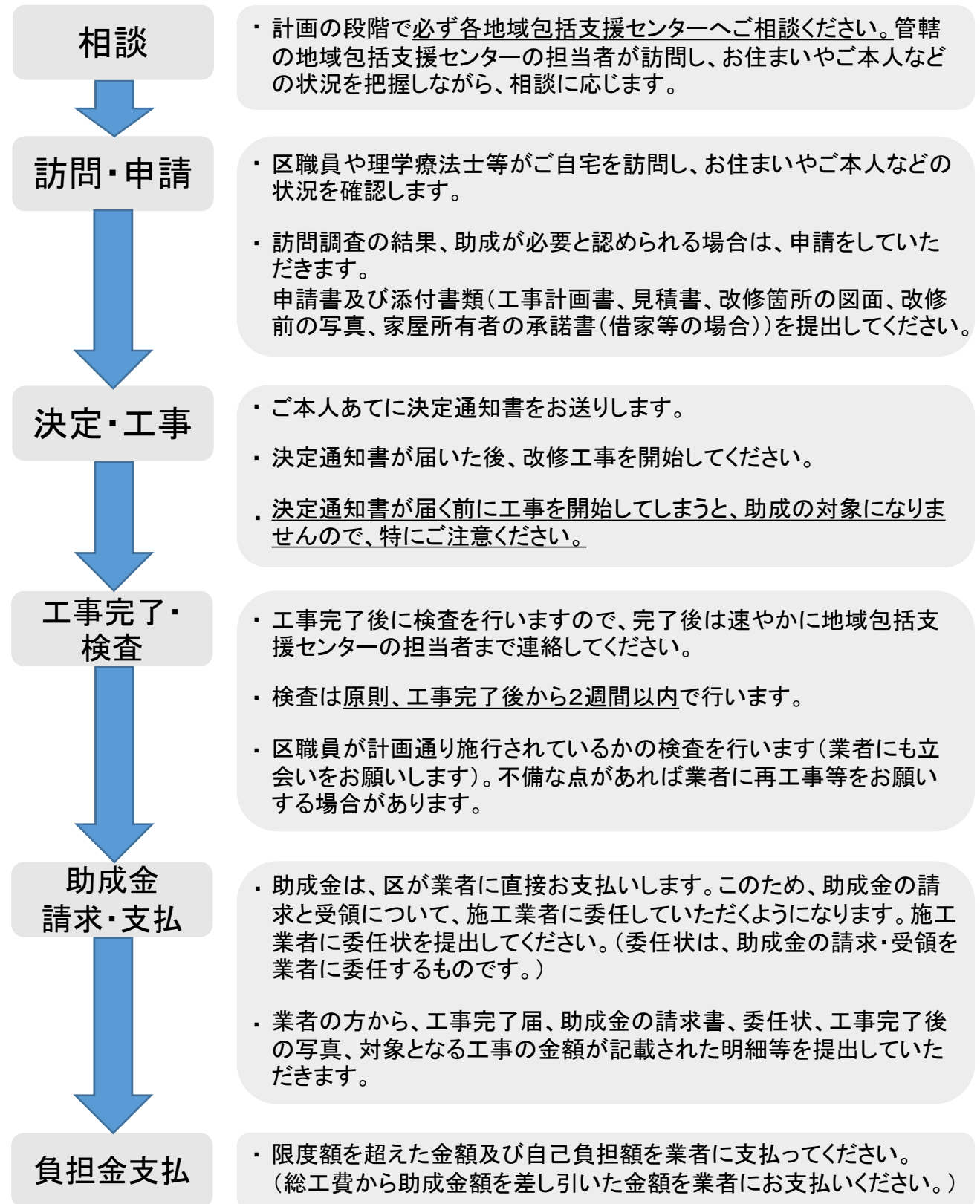
ご本人の状況や対象設備の状況を確認し、理学療法士等の助言を受けた上での申請となりますので、必ず事前に地域包括支援センターへご相談ください。また、申請時の添付書類として、事業者による見積もりや工事計画書等もご提出いただく必要があります。なお、工事完了後に区職員が伺い、検査を行います。

※申請手続きの流れは裏面のとおりで。

5 申請手続の流れ



©大田区



○相談、申請先 各地域包括支援センター

○問合せ先 各地域包括支援センター

大森地域福祉課 ☎5764-0658 調布地域福祉課 ☎3726-6031
蒲田地域福祉課 ☎5713-1508 糎谷・羽田地域福祉課 ☎3741-6525